

令和 2 年度の主な事業

障がい福祉課

こころの健康センター

学校支援課

令和 2 年 3 月

令和2年度当初予算総括表

【障がい福祉課】

歳入

(単位：千円)

	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	13,026,151	13,537,065	510,914	103.9%

歳出

(単位：千円)

	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	21,639,243	22,403,017	763,774	103.5%

1. 集中改革プラン取り組み事業（見直し事業）

- (1) 障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費・・・・・・・・ p 3
- (2) 人工透析患者通院費助成事業・・・・・・・・ p 4
- (3) グループホーム運営費補助金・・・・・・・・ p 5
- (4) 意思疎通支援費（手話通訳者等派遣）・・・・ p 6
- (5) 障がい者デイサポートセンター明日葉事業・・・・ p 7
- (6) 更生訓練費給付費・・・・・・・・ p 8
- (7) 訓練・就労系事業所等通所交通費助成・・・・ p 9

2. その他の主な事業

- (1) 共生のまちづくり条例関連事業・・・・・・・・ p 10
- (2) 社会福祉施設等整備費補助金・・・・・・・・ p 11
- (3) 日常生活用具給付事業・・・・・・・・ p 12
- (4) 強度行動障がい者（児）支援職員育成事業・・・・ p 13
- (5) 介護給付等関連事業・・・・・・・・ p 14
- (6) 障がい者基幹相談支援センター事業・・・・ p 15
- (7) 障がい者就業支援センター事業・・・・ p 16

【こころの健康センター】

歳入

(単位：千円)

	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	66,618	65,061	△1,557	97.7%

歳出

(単位：千円)

	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	310,588	301,759	△8,829	97.2%

1. 主な事業

- (1) 地域移行・地域定着支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p 17

【学校支援課】

歳入

(単位：千円)

	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	51,149	55,246	4,097	108.0%

歳出

(単位：千円)

	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	973,549	1,134,855	161,306	116.6%

1. 主な事業

- (1) 特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ p 18
 (2) 就学支援委員会費・・・・・・・・・・・・・・・・ p 19

【障がい福祉課】

1. 集中改革プラン取り組み事業（見直し事業）

（1）障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
365,905 千円	310,955 千円	△54,950 千円

【事業の概要】

事業の目的

タクシー利用料金、自動車燃料費を助成することにより、障がい者の生活圏の拡大、社会参加の促進を図ります。

令和元年度の助成内容

助成対象者：身体障害者手帳1・2級及び3級の一部（下肢・体幹・脳原性運動機能障がい・内部障がい）、療育手帳A所持者

① 福祉タクシー利用助成

500 円の利用助成券を年間 52 枚交付

1 回の乗車で助成券 2 枚まで利用可能

② リフト付タクシー利用助成

大型・中型タクシー料金と小型タクシー料金の差額を助成

③ 心身障がい者自動車燃料費助成

年間 26,000 円を上限として助成

※①と③は併給不可

【見直し内容】

① 助成対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加

② 福祉タクシーの1回の利用上限枚数を3枚に変更

③ 心身障がい者自動車燃料費助成の助成上限金額を2年間で段階的に引き下げ、令和2年度は18,000円に変更

【財源措置】

市単独事業

(2) 人工透析患者通院費助成事業

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
18,052 千円	28,637 千円	10,585 千円

【事業の概要】

事業の目的

生命維持のために通院を必要とする人工透析患者に対して、通院に必要な交通費を助成し、負担軽減を図ります。

令和元年度の助成内容

助成対象者：以下のすべての要件を満たす者

- ① じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を交付された者
- ② 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証の所持者
- ③ 人工透析を受けるために交通機関を利用して通院している者

下記交通機関のうちいずれかを選択

① タクシー

500 円の利用助成券を年間 26 枚交付
1 回の乗車で助成券 2 枚まで利用可能

② バス

年間 13,000 円を上限として助成

③ 自家用車

年間 13,000 円を上限として助成

【見直し内容】

- ① タクシーの利用助成券を 40 枚交付
- ② タクシーの 1 回の利用上限枚数を 3 枚に変更
- ③ バス・自動車燃料費の助成上限金額を 20,000 円に引き上げ

【財源措置】

市単独事業

(3) グループホーム運営費補助金

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
63,990 千円	123,555 千円	59,565 千円

【事業の概要】

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、共同生活の場として運営されるグループホームの運営費を補助し、障がい者の地域移行と自立の促進を図ります。

【見直し内容】

<廃止>

介護人同居経費補助…同居する介護人分の家賃相当額及び光熱水費の補助について、運営全体に係る下記の補助拡充に伴い廃止

<拡充>

世話人処遇改善…事業所の世話人安定確保のため、補助単価を増額

障がい支援区分に関わらず、利用者1人あたり日額 250 円→300 円

重度者支援補助…重度障がい者受入促進のため、障がい支援区分に応じて補助単価を増額

障がい支援区分4以上の利用者1人あたり日額 230 円

↓

障がい支援区分4の利用者1人あたり 1,400 円

障がい支援区分5の利用者1人あたり 2,200 円

障がい支援区分6の利用者1人あたり 2,600 円

【今後の取り組み】

補助拡充による効果を検証するとともに、国の報酬改定や支援員等の人材育成の状況等も踏まえながら、必要に応じて補助制度の見直しを行っていきます。

【財源措置】

市単独事業

(4) 意思疎通支援費（手話通訳者等派遣）

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
8,386 千円	9,262 千円	876 千円

【事業の概要】

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者等及び要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【見直し内容】

<拡充>

R2年度より報酬算定に係る派遣時間の基準を見直し、打ち合わせや機材準備、後片付けの時間について、上限1時間として報酬対象時間に加えます。

【今後の取り組み】

引き続き安定した派遣制度を運営できるよう、必要に応じて制度の見直しを行います。

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

(5) 障がい者デイサポートセンター明日葉事業

	①R1 予算額 (うち一般財源)	②R2 予算額 (うち一般財源)	②-① (うち一般財源)
地域活動支援 センターⅡ型	43,908 千円 (41,658 千円)	— (—)	△43,908 千円 (△41,658 千円)
市独自サービス	— (—)	12,960 千円 (12,960 千円)	12,960 千円 (12,960 千円)
生活介護	— (—)	41,222 千円 (10,306 千円)	41,222 千円 (10,306 千円)
合計	43,908 千円 (41,658 千円)	54,182 千円 (23,266 千円)	10,274 千円 (△18,392 千円)

【事業の概要】

障がい者の自立の促進、身体機能の維持向上等を図ることを目的とし、入浴、排せつ及び食事の介護、機能訓練等の各種サービスを提供することにより、障がい者福祉の増進を図ります。

【見直し内容】

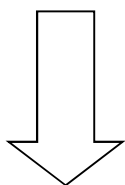
～R元年度まで～

実施サービス：市町村事業の地域活動支援センターⅡ型（比較的軽度の方向け）

対象者：障がい程度によらず利用可（身体・知的・精神・発達・難病すべて）

定員：15名/日

指定管理者：社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会



～方針～

- ①利用実態に合わせたサービス形態へ
- ②現在の利用者が引き続き利用可能な施設へ
- ③重度の方の日中の居場所となる施設へ
- ④国・県の財源を活用した持続可能な施設へ

～R2年度以降～

実施サービス：障がい者総合支援法に定める生活介護（常に介護を必要とする方向け）

対象者：障がい支援区分3以上、50歳以上で支援区分2以上

定員：20名/日

指定管理者：社会福祉法人 中東福祉会

※既存利用者で障がい支援区分が足りない等の理由により、生活介護へ移行できない方に対しては、市独自サービスとしてこれまでと同等のサービスを提供

【今後の取り組み】

市独自サービスは既存利用者のみ対象であり、随時状態を確認し生活介護への移行に繋がっていきます。

【財源措置】

生活介護：給付費(国・県から3/4の補助)

市独自サービス：市単独事業(指定管理料)

(6) 更生訓練費給付費

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
22,172 千円	1,771 千円	△20,401 千円

【事業の概要】

- ・ 自立訓練・就労移行支援事業所へ定期的に通所する障がいのある利用者に対し、通所交通費の一部を助成します。
- ・ 自立訓練・就労移行支援事業所における実習及び訓練を効果的に受けるための訓練等の経費を支給します。

【見直し内容】

- ・ 障がい福祉サービス事業所に通所する障がい者に対し、通所のための経費を支給する3制度を統合し、統一した制度を制定するため、「更生訓練費給付費」からの通所のための経費の支給を廃止します。
- ・ 障がい福祉サービス事業所に通所する障がい者に対する訓練及び実習等の経費支給は、定額支給を廃止し、自己負担した費用の領収書を確認した上で実費支給を行います。

【今後の取り組み】

必要に応じて、制度の見直しを行います。

【財源措置】

市単独事業

(7) 訓練・就労系事業所等通所交通費助成

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
49,423 千円	50,832 千円	1,409 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>障がい福祉サービス事業所等に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成します。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>障がい福祉サービス事業所等に通所する障がい者に対して通所交通費を助成する事業について、これまで障がい種別や所得によって異なる3種類の制度が混在していたため、統一した制度を制定します。</p> <p>公共交通機関等利用者は、月の通所日数分の往復分運賃等相当額と1カ月定期券相当額を比較して、より低廉となる額を基準額とし、その2分の1の額を助成。</p> <p>自家用車等利用者は、往復に要するガソリン代相当額として定めた基準額から、2分の1の額を助成。</p> <p>【今後の取り組み】</p> <p>必要に応じて、制度の見直しを行います。</p> <p>【財源措置】</p> <p>市単独事業</p>		

2. その他の主な事業

(1) 共生のまちづくり条例関連事業 ※「資料2別紙」参照

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
1,983 千円	2,054 千円	71 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>条例周知に係る研修会・講習会等を継続的に開催するとともに、条例の趣旨である共生社会の実現を目指す「ともにプロジェクト」において、市内の小中学校における障がい者を招いての福祉教育の推進や、障がい者アートを活用した条例の周知啓発、共生社会に関心を有する企業間のネットワーク構築や交流の促進に取り組みます。</p> <p>また、障がい等を理由とした差別解消に向けた協議や提案を行う条例推進会議を開催し、条例の普及状況や、取り組みの内容について検討を行います。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>条例周知に係る研修会・講習会等の開催</p> <p>「ともにプロジェクト」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> →市内の小中学校における障がい者を招いた福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (学校がゲストティーチャーとして障がい者を招く際の謝礼補助の実施) →「障がい者アート」を活用した周知啓発 <ul style="list-style-type: none"> (バスターミナルや公共施設におけるアート展示) →「ともにEntrance」事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> (共生社会づくりに関心を有する企業等のネットワーク構築及び交流促進) <p>条例推進会議開催（年1回）</p> <p>調整委員会開催（随時）</p>		

(2) 社会福祉施設等整備費補助金

① R1 予算額 (H30 補正予算分)	② R2 予算額 (R1 補正予算分)	②-① (補正予算分含む)
24,300 千円 (4,200 千円)	25,200 千円 (25,200 千円)	21,900 千円

【事業概要】

障がい者の地域生活移行を促進するため、社会福祉法人等に対し各種施設整備費用を補助するとともに、必要な障がい福祉施設の整備や防災・減災対策の強化等を推進します。

なお、補助対象は、各法人に施設整備等の希望調査を行い、整備内容や予算状況に応じて決定します。

【R2 整備分内訳】

(1) R1 補正予算分 (25,200 千円)

グループホーム創設 1 施設 (定員 10 人)

(2) R2 当初予算分 (25,200 千円)

グループホーム創設 1 施設 (定員 6 人)

※短期入所 (定員 2 人) も併せて整備予定

【財源内訳】

社会福祉施設等整備費補助金…国：(補助金額) × 2/3 、市：(補助金額) × 1/3
補助金額…「補助対象経費 (工事費) × 3/4」の金額と、要綱上の「補助基準額」を比較し低廉となる額

※補助基準額は施設種別により異なる。

→ 共同生活援助 (グループホーム)：25,200 千円 (令和元年度)

(3) 日常生活用具給付事業

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
189,838 千円	187,312 千円	△2,526 千円

【事業の概要】
障がい者・児が日常生活を便利に、また容易に過ごすために必要な用具を給付します。

【事業の内容】

- 対象者：重度身体障がい者・児、重度知的障がい者・児、軽・中等度難聴児、難病患者
- 費用負担：用具の基準額内の価格の1割負担、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額あり。
- 給付品目：視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用読書器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具、難聴児用補聴器等

【財源措置】
地域生活支援事業費補助金…国1/2、県1/4

(4) 強度行動障がい者(児)支援職員育成事業

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
1,070 千円	1,284 千円	214 千円

【事業の概要】

施設・事業所の職員に対し、実際に強度行動障がい者(児)を支援する現場での研修の場を設けることで、強度行動障がい者(児)を適切に支援できる事業所及び職員を増やし、強度行動障がい者(児)及びその家族が安心して暮らせる環境を整えます。

【事業の内容】

事業名	内 容	事業費
実地研修開催委託	強度行動障がい者(児)の支援実績を有する事業所に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託します	1,284 千円

(5) 介護給付等関連事業

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
14, 837, 706 千円	15, 522, 955 千円	685, 249 千円

【事業の概要】

障がい者の日常生活を支援するために必要な介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図ります。

【事業の内容】 提供する主なサービス

事業名	支援種別	市内事業所数		見込数	
		R1 当初	R2 当初	R1 当初	R2 当初
居宅介護	居宅	123	126	11, 684 人	12, 163 人
重度訪問介護	居宅	115	116	295 人	439 人
行動援護	外出	9	9	579 人	538 人
同行援護	外出	42	43	2, 194 人	2, 431 人
移動支援	外出	79	82	10, 196 人	10, 383 人
療養介護	居住	1	1	1, 356 人	1, 320 人
短期入所	居住	39	41	5, 765 人	6, 578 人
グループホーム	居住	37	41	6, 045 人	6, 431 人
施設入所	居住	10	10	7, 326 人	7, 457 人
生活介護	通所	48	49	19, 254 人	21, 035 人
自立訓練	通所	14	15	1, 368 人	1, 099 人
就労移行支援	通所	29	27	2, 897 人	2, 448 人
就労継続支援 A 型	通所	20	20	3, 456 人	3, 179 人
就労継続支援 B 型	通所	81	80	23, 507 人	23, 172 人
就労定着支援	相談	9	11	1, 064 人	960 人
児童発達支援	児童	28	30	5, 150 人	6, 643 人
放課後等デイサービス	児童	63	71	15, 172 人	17, 176 人

○児童発達支援等の利用者負担の無償化

R1 年 10 月からの 3 歳から 5 歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障がい児の発達支援に係る費用の無償化が実施された。

○福祉・介護職員等特定処遇改善加算の創設

R1 年 10 月から、従来の処遇改善（特別）加算に加え介護職員等の処遇改善を目的に創設された。

【財源措置】

自立支援給付費負担金…国 1/2、県 1/4

地域生活支援事業費補助金…国 1/2、県 1/4

障害児入所給付費等負担金…国 1/2、県 1/4

(6) 障がい者基幹相談支援センター事業

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
127,306 千円	126,020 千円	△1,286 千円

【事業の概要】

障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、「共生のまちづくり条例」に係る障がい等を理由とする差別相談機関として、障がい者（児）が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図ります。

【事業の内容】

- ①一般相談（総合的・専門的な相談支援）
- ②地域の相談支援体制の強化に関する取り組み
 - ・相談支援事業者への指導・助言 ・相談支援従事者等への研修
 - ・新潟市障がい者相談員への活動支援
- ③地域移行・地域定着の促進への取り組みおよび支援
 - ・障がい者支援施設および精神科病院等からの相談対応
 - ・障がい者支援施設、精神科病院と相談支援事業所等との間の連絡調整（コーディネート機能）
- ④権利擁護・虐待防止
 - ・成年後見制度に関する相談対応、申立てにかかる支援
 - ・新潟市障がい者虐待防止センターと連携した虐待防止活動
- ⑤障がい児等療育支援
 - ・在宅障がい児等への相談支援
- ⑥共に生きるまちづくり条例にかかる相談機関

【相談実績】

- ・R1 年度相談件数（見込）23,208 件/年（H30 年度実績 28,008 件/年）
- ・障がい種別内訳（H30 年度）

障がい者：身体(12%)、知的(21%)、精神(47%)、発達(9%)、その他(11%)
 障がい児：身体(9%)、知的(33%)、精神(3%)、発達(37%)、その他(18%)

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（相談支援機能強化事業）…国 1/2、県 1/4

(7) 障がい者就業支援センター事業

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
31,201 千円	31,201 千円	0 千円

【事業の概要】

障がいのある方の一般就労と企業の障がい者雇用を推進するための中心となる施設を運営し、就職を希望する障がいのある方の相談から、受け入れ企業への助言や職場実習の斡旋、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、障がいのある方が長く安心して働ける環境整備を図ります。

【事業の内容】

- 平成 25 年 10 月開設
- 新潟市総合福祉会館内に設置
- 就業支援員 6 名を配置
- 求職活動に関する助言、指導
- 就職に向けた職場実習の斡旋
- 就職先に対する助言、指導
- 職場定着のための支援
- 雇用、教育、福祉等の各関係機関との連携体制をコーディネート

【登録者数】

- ・令和元年度登録者 99 人（令和元年 12 月末現在）
- ・登録者数累計 1,392 人
- ・障がい種別内訳

身体(13%)、療育(30%)、精神(57%)、その他(0%)

※内訳は手帳ベース

【財源措置】

市単独事業

【こころの健康センター】

1. 主な事業

(1) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
190 千円	231 千円	41 千円

【事業の概要】

精神障がい者が、住み慣れた地域で、本人の望む充実した生活を営めるよう保健、医療、福祉等の関係機関の連携のもとで、入院患者の地域移行、並びに、精神障がい者が安定した地域生活を継続するための支援を推進します。

【事業の内容】

(1) 協議の場の拡充

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるべく、保健・医療・福祉関係者が、互いに連携しながら、支援方策、役割等を検討し、地域づくりに向けた課題などを協議する場の拡充を行います。

(2) 精神科病院情報交換会

市内精神科病院の相談員等を対象に、地域生活支援のためのネットワークづくり、人材育成を目的とし、意見交換や研修を行います。

(3) 社会資源見学ツアー

市内の精神保健医療福祉に関する社会資源（精神科病院，住居・就労施設）の見学を行います。また、グループワークを行い、参加者の所属する機関の役割や現状、精神障がい者が地域で安心して暮らすための課題などについて意見交換します。

(4) 地域移行・地域定着支援研修会

精神保健医療福祉関係者を対象に、地域移行・地域定着に取り組むための人材育成と関係機関のネットワークづくりを目的とし、講義やグループワーク等を行います。

(5) ピアサポーターによる普及啓発活動

精神障がい者が安心して生活できる地域づくりを目的として、市民の精神障がいへの理解を深めるために、当事者による体験発表を行います。また、これまでに体験談発表を行った当事者に対して、インタビューを実施し、発病から地域での生活について「当事者の声」としてまとめ、活用していきます。

【財源措置】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業費…国 1/2、県 1/4

【学校支援課】

1. 主な事業

(1) 特別支援教育の推進

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
738 千円	955 千円	217 千円

【事業の概要】

障がいのある児童生徒の社会性の育成を目的とする学習活動や集団活動を奨励するため、必要経費の一部を助成します。

特別支援教育サポートセンターを中心としてサポートネットワークを構築し、各機関等と連携を図りながら学校からの相談・支援依頼に対応します。また、保護者からの教育相談、就学相談、幼稚園・保育園について相談を行います。

- (1) 階段昇降機修繕にかかわる必要な経費の助成
- (2) 特別支援教育サポートセンター、就学相談会における支援・相談等
→必要に応じて発達検査を行う。
- (3) 特別支援教育推進校による支援・相談等
→各地区の発達障がい通級指導教室の設置されている小中学校(11校)を特別支援教育推進校として位置付け、各地区内の通級指導や学校支援に当たる。
- (4) 合理的配慮セミナーの実施(3回)
→インクルーシブ教育推進のため、管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に、合理的配慮に関する専門的な資質を高めるための研修会を実施する。
- (5) 特別支援教育ボランティア配置事業
- (6) 要約筆記ボランティア配置事業

(2) 就学支援委員会費

①R1 予算額	②R2 予算額	②-①
398 千円	398 千円	0 千円

【事業の概要】

心身に障がいのある児童生徒の適切な就学を促すための意見を具申するため、新潟市就学支援委員会を設置します。区単位の「各区就学支援委員会」で就学支援委員会を開催し、就学支援を推進します。全市を対象とした「全体就学支援委員会」では、各区の就学判断の報告と、判断が困難な事例について審議を行います。

【事業の内容】

- 各区就学支援委員会、全体就学支援委員会とも年3回開催。
- 委員は、医師、学識経験者、福祉関係の専門家、教員などで構成する。
- 就学支援委員会の下部組織として、就学に向け保護者との面談を行う相談会を設け、5月、8月、11月に実施する。